

総合区素案に関する住民説明会

《中央区》

■日 時：平成29年12月3日(日) 19:00～21:11

■場 所：中央区民センター

(司会)

大変長らくお待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから総合区素案に関する住民説明会の方を開催させていただきます。

最初に、本日の出席者をご紹介します。

中央区長の田端でございます。

(田端中央区長)

区長の田端です。よろしくお願いいたします。

(司会)

続きまして、事務局を紹介させていただきます。

副首都推進局長の手向でございます。

(手向副首都推進局長)

こんばんは。よろしくお願いいたします。

(司会)

本日の制度説明を務めます同じく副首都推進局制度調整担当部長の川平でございます。

(川平副首都推進局制度調整担当部長)

よろしくお願いいたします。

(司会)

私は、本日司会進行を務めさせていただきます副首都推進局戦略調整担当課長の黒田と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、開催に当たりまして田端中央区長の方よりご挨拶の方を申し上げます。

(田端中央区長)

皆さん、こんばんは。区長の田端です。

きょうは、このように総合区の説明会という場を持たせていただいたところ、本当に日曜日の夜のこの時間帯、お出ましにくい時間帯にご出席賜りまして、ありがとうございます。

今、大阪市はご存じのように政令指定都市でございまして、全国で20の政令指定都市ご

ざいます。この間、大阪市は広域的な行政と住民の皆さんに近いところの基礎的な行政、これを区分するような形で、基礎的な行政については、大阪市も政令指定都市とはいえ市町村の基礎自治体でございますので、住民の皆さんの近いところでいろんな物事が決めていけるような、そういう仕組みを政令指定都市という枠内にできるだけ導入して、工夫して進めてきたというような状況でございます。恐らく20の政令指定都市の中で一番区長の権限を高めて、政令指定都市はどこにも区役所という、区というのが存在しておりまして、20の政令指定都市の中で一番区長の権限、区の位置づけを高めている、そういう政令指定都市になっていると今思っています。

さらにこれ以上となりますと、二つ法律がございまして、特別区をつくっていく、大阪市から特別区というものに完全に移行させていくという国の方で特別区設置法というのをつくられていますので、そういう法律に基づいて進めていくという場合と、それと政令指定都市も地方自治法という法律のもとにあるんですけれども、この地方自治法が改正されて、総合区というのを政令市の中につくることができるというような制度改正もございまして、それに基づいて今、総合区の案というのを検討しているところです。

ですから、去年も市長も出席させていただいて特別区、総合区という説明会を24区で半年程かけてさせていただいたんですけれども、また、改めて総合区の素案というのがある程度、今回ご説明できるような形にまとまりましたので、ご説明をさせていただきたいという趣旨でございます。

このような制度設計を担っているのが、きょう、局長以下、出席されている副首都推進局の皆さんでございますので、きょうは推進局の方からそういう状況を説明させていただきますので、皆さんからは日ごろ思っておられることとか、きょうの説明で疑問なこととかご質問いただければというふうに思っております。

こういう人数でございますので、ざつくばらんと申しますか、ご質問もいただければというふうに思っていますので、最後までよろしくお願い申し上げます。

きょうはありがとうございます。よろしくお願いいたします。

(司会)

続きまして、副首都推進局長の手向の方より、本説明会の開催趣旨の方を申し上げさせていただきます。

(手向副首都推進局長)

副首都推進局長の手向です。この説明会を担当している組織の局長をさせてもらっております。

きょうは、本当に日曜日の夜間というお忙しい時間帯にお集まりいただきまして、本当にありがとうございます。

今程区長の方から去年来、この大都市制度改革に取り組んできた状況についてのあわせでの説明もしていただきました。区長の話にもありましたように、去年は半年程かけて吉村市長と松井知事がこの大都市制度改革ということで特別区制度と、きょうご説明する総合区制度について、24区の市民の皆様から直接ご意見をお伺いしたいということで、両者出席のもと説明会を開催させていただいたところです。その場で吉村市長の方からこうい

うスライドを使いながら、なぜ今こういう改革に取り組んでいかなければならないのかということについて、必要性、背景といったことについて説明させてもらったところです。

きょうも、後程の説明の中でその状況については資料に基づいて簡単に説明させていただきますけれども、今この大阪を取り巻く状況としては、一つには大阪の経済状況というのが日本の中でシェアというんですか、大阪の地位というのがどんどん徐々に落ちてきているという状況が一つございます。

それから少子高齢化ということで、これから人口が減少、それから超高齢化社会を迎えると。特に三大都市圏ということで、東京、名古屋、愛知、この三つの都市圏で見ますと、大阪というのがこの人口減少に一番早く直面してくると、こういう今見込みとなっております。人口が減少してまいりますと、当然そこから上がってくる収入なども減ってくるようになりますので、行政サービスにつきましても、限られたお金を市民の皆様のニーズに応じて効率的・効果的に使っていくという必要が生じてくるところでございます。

それからまた、地方分権改革ということで、この言葉も長い間言われている訳ですが、実際にその中身として道州制を導入するとか、あるいは国から地方の方に権限移譲を進めるという話がお聞きになったこともあるかも知れませんが、こういう改革も実際はなかなか進まないという状況にございます。

こういうところで置かれています大阪をこれから成長させて発展させていくというためにどうしていくのかということで、吉村市長と松井知事のもとで、大阪を発展させるということは当然税収の確保にもつながりますし、雇用の確保にもつながると。そのことでもって行政はサービスの維持向上を図っていけますし、市民の皆様も豊かな生活を送っていけるということで、大阪を今以上に成長させるための取り組みが必要だという考えのもとで今取り組んでおります。

その内容が東京一極集中というのを是正して、この大阪を首都東京と並ぶ東西二極の一極という言葉をよく使っているんですけども、東の東京、西の大阪と言われるような副首都大阪というのを実現していきたいと、そういう考えのもとで号令をかけているところでございます。そうした場合に、この副首都大阪というのを実現していく場合に、果たして大都市制度、この行政組織というのはどういうのが望ましいのかということで、今、大阪のような大都市制度における課題というのは二つあると言われております。

一つは住民自治をさらに拡充していかなければならないと。住民自治を拡充していくというのは、できるだけ市民・区民の皆様の近いところでサービスを決定できる仕組みを拡充していくということです。もう一つは、これは二重行政の解消という言葉が、これはかなり吉村市長とかも発信されている話ですのでご存じか分かりませんが、冒頭、区長からもございましたように、この大阪市というのは政令指定都市として普通の市町村とは異なって、都道府県がやるような業務もあわせて担うような権限を持った都市でございます。それがために結果的に大阪府と大阪市の重なって行政をやっている部分があるということで、非効率になっている部分があるというところで、こういった部分を解消していくって効率的・効果的な仕組みを考えていく必要があるという、この二つの課題がございいます。

この課題解決のための方策として、現行法制度で可能な仕組みが特別区制度というのと、これは区長も仰られたように議員立法でつくられた大都市法というのがあります。その大

都市法に基づく特別区制度、東京都のような特別区ということですね。それともう一つは、大阪市という政令市を残したまま取り組む総合区制度。総合区制度というのは区長権限を強化して、できるだけ住民に身近な行政を実現していくという制度です。この二つの制度が今とり得る大都市制度の改革としてある訳でございます。

きょうは、そのうち総合区制度につきまして素案という形で私ども行政の方で案として取りまとめましたので、その内容を説明させていただいて、皆様のご理解の参考としていただければというふうに思って開催したところでございます。

きょうの総合区素案というのは、まだ行政段階の案でして、議会でも同時並行でいろいろ審議していただいているところですので、場合によってはその内容について追加・修正が入ることもございますので、その点はご了解いただきたいと思います。

また、二つの制度のうちのもう一つの特別区制度というのは、これは大阪府と大阪市でつくっております大都市制度協議会、特別区を設置するための協議会でございますけれども、こちらの方でちょうど議論が始まって協議が進んでいるところでございます。きょうはその内容を説明する場ではございませんので、あくまでも総合区ということで説明させていただきたいと思っております。

きょうは、先程も言いましたように、行政として説明するものですので、基本的には総合区制度ないしその制度にかかわるご質問等、後の質問の時間でもいただければというふうに思っております。政治的なご主張とかいったことにつきましては、この場にはふさわしくございませんので、そういった部分にはご遠慮いただけたらと思います。

それでは、担当の方からきょうは丁寧な形で説明させていただいて、できるだけ皆様の理解の促進が図られるよう取り組んでいきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたしますします。

(司会)

それでは、本日の説明会の進行につきまして、私の方から簡単にご説明させていただきます。

まず、受付の方でもお渡しいたしましたお手元の総合区の関係の資料、前のスクリーンにも少し見にくいんですけども、映しておりますけれども、この資料に沿いまして事務局の方よりご説明いたします。その後、皆様方から説明内容に対するご質問をお受けいたします。

なお、お手元にアンケート用紙も配布させていただいておりますが、説明会終了後、会場出口付近で回収いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速説明に移らせていただきます。

副首都推進局制度調整担当部長の川平の方よりご説明申し上げます。

(市民)

司会の方、もうちょっとはっきり言ってください。

(川平副首都推進局制度調整担当部長)

改めまして、副首都推進局制度調整担当部長の川平と申します。私の方からお手元にお

配りしていますこのパンフレットをご用意いただいて、この資料に基づきまして、できるだけ丁寧にご説明していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

失礼ですけれども、着席させていただいてご説明申し上げます。恐れ入ります。

お手元の資料のまず表紙をごらんいただきたいんですけれども、今、局長の方から申し上げたことと重複する部分がございますけれども、本資料の位置づけについて、表紙の下の方に枠囲みでお示しをしております。読ませていただきます。

本資料は、大阪市内におけます総合区の制度設計の考え方や具体的な制度案について、行政として取りまとめた総合区素案をもとに本説明会の資料として作成したものでございます。この資料でご説明いたします総合区素案につきましては、今後、議会等の議論を踏まえまして必要に応じて追加・修正されるということになります。

また、今もお話ししましたように、この総合区とは別に、特別区についても現在、制度設計等の議論、検討が進められているところでございます。最終的にはこの総合区、特別区のいずれの制度を選択するのか、住民の皆さんにご判断いただけるよう、両方の案を取りまとめていくこととしております。

それでは、1ページから2ページの見開きをごらんいただきたいと思っております。

総合区設置後のイメージということで書かせていただいております。

見開き左側、現在の大阪市のイメージを書いております。右側の方には総合区設置後の大阪市のイメージというのを書いております。これを対比してごらんいただくようになっています。

左側の方をまずご説明申し上げます。

現在の大阪市ですけれども、大阪市長の下に局と24の区役所があるということをお示ししています。局といいますのは、大阪市全体を見通した施策を、例えば保健医療でありますとか、福祉でありますとかなどの部門ごとに担う組織が局というものでございます。我々は副首都推進局というふうに申し上げておりますけれども、これも局の一つでございます。現在は保健医療施策を担う健康局や社会福祉を担う福祉局など、20以上の局というのが中之島の本庁などに設置をされています。これに対しまして区役所というのはご存じだと思うんですけれども、地域ごとの仕事を担うものですので、現在の24行政区ごとに設置されておりまして、住民の皆様の身近なところで市民協働や窓口サービスなどを担っています。

見開きの右側でございますけれども、総合区設置後にそれがどういうふうになるかということをお示ししております。左側で24区役所となっていたところが、右側の中程に記載しておりますのは、八つの総合区役所と、それから24の地域自治区事務所というふうに記載をさせていただいております。

この総合区素案では、政令指定都市である大阪市という枠組み自体は変更せずに、大阪市長のもとに現在の24の行政区に変えまして八つの総合区を設置するということになります。さらに一つの総合区には、これは区によって異なるんですけれども、2から4の地域自治区事務所を設置していくということになります。

総合区を設置することによりまして何が変わるのかということをお示ししておりますのが、左上の局から右の中程へ向けた矢印のところにちょっと記載をさせていただいております。「住民の皆さんに身近なサービスを局から八つの総合区へ仕事を移します」

と記載しています。

矢印の先の右側をごらんいただきますと、8 総合区役所の下に記載をしております、例えば保育所の運営、設置認可や放置自転車対策などが局から総合区に移す仕事というものになります。これらは現在は大阪市全体の施策を担う局で行っておるんですけども、総合区を設置しました後には、より身近な総合区役所において総合区長の判断により行われることになります。

総合区長の判断で行われる仕事が多くなるということをあらわしているものでございますけれども、そうしますと仕事が多くなるということに伴う予算も増えますし、その仕事を行う職員もその分増やす必要がございます。現在、局で持っている予算や職員を総合区に移していくということになりますが、それらの考え方についても後程それぞれご説明したいと思います。

図に戻りますと、一方で左の24区役所が担っている仕事は、もともと住民の皆さんに身近なものが多いため、そのまま右横への矢印で「住民の皆さんへの直接サービスは24の地域自治区事務所において引き続き実施します」と記載をしております。右側の総合区の中の24地域自治区事務所の下に記載をしておりますが、住民票写し等の交付をはじめとする窓口サービスなどは、現在の24区単位でそのまま行うことになります。

一番右の枠に「地域の実情に応じた施策の実現」と記載している枠があるかと思います。そこに3点記載をさせていただいています。住民の多様なニーズを把握し、住民ニーズを施策に反映させるための組織体制の整備を行うと、それとともに施策を実行するために大阪市長に意見を具申する仕組みも構築してまいります。

大まかに申し上げますと、総合区を設置することによって住民の皆様の身近なサービスについては、今よりも身近な地域において判断をして実行していくということになります。それぞれの地域の実情を反映できるよう総合区長に権限を移しまして、総合区において判断して実行していくと、そしてそのために必要な組織や予算の仕組みなども整備するというのをこの見開きのページではあらわしているものでございます。

上に記載をしておりますけれども、総合区設置後の市長の横の括弧のところをごらんいただきたいんですけども、住民の皆さんに身近な仕事についてはその権限を総合区長に移管しますけれども、大阪市という枠組みは残りますので、予算編成や条例提案などの仕事は、今までどおり大阪市長が大阪市全体の視点から行うことになります。この見開きでは、総合区設置によって何が変わるかの大きなイメージを申し上げました。この後、それぞれの項目ごとに具体的にご説明していきたいと思います。

それでは、3 ページ、目次をごらんいただきたいと思います。

目次にお示しをしておりますように、本日の説明では総合区素案の内容、1 から12の項目と各総合区の概要についてご説明をしていきます。

一番下の枠組みをごらんいただきたいんですけども、本資料でお示しをしておりますコストや組織、それから予算等の数値につきましては、今後の精査により変動する可能性がございます。また、総合区役所の位置や名称につきましては、今後、議会での議論を踏まえ、取りまとめる予定としておるところでございます。

右側の4 ページをご説明したいと思います。

「1 副首都大阪の確立に向けた取組み」というふうに記載をしております。

先程ご説明申し上げましたけれども、大阪市では、現在、大阪が抱える課題というのを解決して本来持っている力を発揮していくために、副首都大阪の確立に向けた取り組みを進めているところでございます。それを制度の面から支えるものとして総合区制度などの制度改革が必要と考えているものでございます。その考え方を示したのがこの4ページになります。

上段の「大都市大阪が抱える課題」からご説明申し上げます。

東京一極集中が進む中、大阪の長期低落傾向は続いておりまして、大阪府、大阪市において一本化した成長戦略、この成長戦略というのは、産業振興や人材育成などにより経済成長等をめざす大阪府と大阪市の共通した長期的な方針というものでございますけれども、この一本化した成長戦略により経済面では明るい兆しが見えるものの、一極集中に歯止めをかけるには至っていないこと、それから地方分権改革は道半ばであることなどをお示ししております。

こうした課題の克服に向けまして、中程の記載でございますけれども、「日本における副首都の必要性和大阪のポテンシャル」と記載しております。このポテンシャルというのは潜在的な能力といった意味でございます。東京一極集中の是正は日本全体の課題であり、日本の成長、国土の強靱化、地方分権の観点から、東西二極の一極となる副首都の実現が必要であること、世界の都市間競争を戦え得る競争力と豊かな個性を持つ大阪が副首都をめざした取り組みを通じ日本の成長を牽引するとともに、豊かな住民生活の実現をめざします。

そして矢印の下でございますけれども、東西二極の一極となる副首都大阪の確立に向けまして、そのポテンシャルを発揮し、他の大都市に先行するトップランナーとして、東京を頂点とする国土構造、社会構造などからの転換を先導し、日本の未来を支え、牽引する成長エンジンの役割を果たします。これらの実現のためには、一番下の記載でございますけれども、都市機能を充実していくということとともに、それを支える制度が必要であるという考え方をお示ししているものでございます。

ページをおめくりいただいて、5ページをごらんください。

2番、副首都大阪にふさわしい大都市制度改革というページでございます。

ここにお示ししておりますように、広域機能の強化と基礎自治機能の充実の取り組みを制度面から推進するため、副首都にふさわしい大都市制度が必要と考えておりまして、現行の法制度のもとで実現可能である総合区と特別区について、それぞれ制度案を作成することとしております。

ここで、広域機能、基礎自治機能について簡単にご説明申し上げますと、広域機能というのは、先程申し上げました経済成長をめざす成長戦略でありますとか、例えば広域交通網をはじめとした都市機能の整備などを担う役割を指しておりまして、これに対しまして基礎自治機能というのは、それよりももっと住民の皆さんに身近なサービスの提供などを担う役割のことを指します。

一般的な都道府県と市町村の関係で申し上げますと、広域機能を担うのが県ということになります。基礎自治機能を担うのは市町村という役割分担というのが一般的でございます。先程から申し上げておりますように、大阪市の場合は政令指定都市という特殊な位置づけになりますので、市としての基礎自治機能を持ちながら、あわせて広域機能の一部も

担っていると、両方の機能を担っているというのが今の大阪市の現状でございます。

なので、その下の表の「現在の制度（行政区）」の広域機能の欄に記載をしておるんですけれども、広域機能につきましては副首都推進本部会議というのを設置いたしまして、大阪府知事と大阪市長が協議・調整を行っていくというのが今の仕組みになっております。

こういった都市機能の整備を強力に進められる広域機能の強化と地域ニーズに沿った身近なサービスを提供できる基礎自治機能の充実という取り組みを制度面から推進するものとして、先程から申し上げております二つの制度を一番下の表に並べて記載をしております。指定都市制度における総合区制度が一つと、もう一つが特別区制度、この二つになります。これらについて今検討を進めているというものでございます。

表のうち基礎自治機能につきましては、下の表の左側、指定都市制度における総合区制度では、政令指定都市である大阪市が存続するということになりまして、大阪市長、大阪市の会のもとに行政を展開していきます。その中で総合区長の権限を拡充して議会の同意を得た総合区長が住民の皆さんに身近な行政を行う一方、予算編成や条例提案など、大阪市全体に関することについては大阪市長が引き続きマネジメントするということになります。

これに対しまして、表の右側、特別区制度においては、大阪市は廃止するということになります。新たに基礎自治体として特別区を設置することになります。特別区におきましては、選挙で特別区長を選ぶということになりますので、選挙で選ばれた特別区長でありますとか、区議会というのも設置しますので、特別区長や区議会のもとで行政を展開して、特別区長が予算編成や条例提案なども行うということになります。それによって区政をマネジメントしていくということになります。

広域機能につきましては、総合区制度では上でご説明しました現在の制度と同様なんですけれども、指定都市都道府県調整会議によって協議・調整して方針を決定していくということになります。一方で特別区制度においては、大阪府に広域機能は一元化されますので、大阪府知事が広域機能に関する方針決定をしていくということをあらわしているものでございます。

5 ページに記載しています総合区・特別区両制度の違いなどは以上でございます。

次に、6 ページをごらんください。

3 番、大阪市における総合区制度でございます。

まず、総合区設置により大阪市がめざすものとして、住民自治の拡充と二重行政の解消という二つを掲げております。その下、左のまず「住民自治の拡充」の欄でございます。住民に身近なサービスを区役所で提供、地域のことは地域でできるだけ決定するなど、住民自治の拡充を実現するため、局から総合区へ事務を移管するなど、総合区長の権限を拡充します。

また、総合区役所で働く職員の任免に関する権限や予算編成に関して総合区長が意見を述べられる予算意見具申権等の権限を最大限発揮できる仕組み、さらに総合区政会議、地域協議会の設置など、住民意見を反映するための仕組みを構築していきます。

また、右側の「二重行政の解消」の枠の記載でございますけれども、副首都にふさわしい都市機能の強化と二重行政の解消の実現のため、大阪市長は大阪市全体の視点からの政策経営や重要な課題に集中して取り組むと、大阪府市の連携や広域機能に係る施策の一元化に向けて指定都市都道府県調整会議において協議・調整を行っていくことを記載

しております。

次に、総合区の仕事と区数についてでございます。

中之島本庁舎などの局と総合区の役割分担を明確化した上で、住民の皆さんに身近なサービスの提供と行政の効率性のバランスを考慮して制度を設計していくという考え方をお示ししております。

なぜバランスを考慮する必要があるのかということをご説明いたしますと、身近な総合区に移す仕事が多ければ多い程、それを担うための職員も総合区に移していく必要があります。その際、現在、本庁の局1カ所で担っている仕事を複数箇所の総合区で分散して担うことになりますので、仮に24区で分散するとした場合には、1カ所で行っているものが24カ所で行うということになりますので、24倍とは申しませんが、必要な事務を行うための職員は増やしていく必要があるということになります。

このため、総合区に移す仕事を考えると同時に、それを余り大きなコストをかけずに効果的・効率的に実施するためには、総合区の規模や区数を考える必要があるというものです。総合区の区数の欄に記載しております効果的・効果的に提供するには、一定まとまった規模の人口が必要でありますとか、体制整備に必要なコストを抑制というのは、こうした考え方を述べているものでございます。

なお、総合区の仕事の欄には、一般市が行う仕事をベースというふうに書いておりますけれども、ここで言う一般市の事務というのは、例えば周辺で申し上げますと、松原市でありますとか、門真市でありますとか、そういった市が行う事務に近いレベルを総合区が担うという考え方をお示ししているものです。

こういった考え方によりまして、下段に記載しておりますように、住民に身近な行政サービスとそれに見合った体制整備を総合区で行うこと、あわせて、大阪市トータルの職員を増やさずに現行職員数の範囲内でコストを抑制していくという観点から、8区への合区が必要と考えているものでございます。

なお、地域コミュニティを維持する観点から、現在の24区単位で地域自治区を設置することとしております。

6 ページの説明は以上でございます。

7 ページをお開きください。

4 番、総合区の区割り、総合区役所の位置、区の名称についてご説明いたします。

区割りにつきましては、このページの上段に記載をしておりますように、①から⑤の五つの具体的な視点に基づき作成をしております。

まず、一つ目ですけれども、各総合区における将来の人口、これは平成47年の推計を考えておるんですけれども、この将来人口を30万人程度とし、各区の間の人口格差が最大2倍以内におさまるということをはじめとしまして、②ですけれども、地域コミュニティを考慮しまして、過去の合区・分区の歴史的経緯を踏まえること、3番としまして住民の皆さんの円滑な移動などが確保できるよう、鉄道網の接続や商業集積を考慮すること、4番ですけれども、工営所や公園事務所という既存の事業所をできる限り活用すること、5番ですけれども、防災上の視点についても考慮すること、こういった五つの視点に基づいて策定をしております。

その下の地図では、区割りと総合区役所の位置をお示ししています。本資料でお示しを

しています区名、第一区から第八区というふうに書いておりますけれども、これはあくまでも仮称でございまして決まっているものではございません。北に位置する区から順番に1、2、3、4、5、6、7、8と番号をつけさせていただいているものです。

本日ご説明に伺っています中央区につきましては、西区、大正区、浪速区と合区する区割りということでございますので、仮の名称としては第五区というふうにさせていただいています。

8ページをごらんいただきたいと思います。

総合区役所の位置でございます。総合区役所の位置については、現在の区役所の庁舎から選ぶということにしておりますが、具体的には、その選定に際しまして考慮すべき条件として3点設定をしております。

住民の皆さんからの近接性ということで、これは庁舎までの距離ということにしております。二つ目が交通の利便性、これは現区役所間の移動による所要時間というものでもって見るということにしております。三つ目が地域における中心性ということで、これは現在の区の間での移動人数からはかるということにしています。

以上の3点から見まして、現区役所の庁舎をそれぞれ点数化して一旦評価をしております。この点数が多い区役所庁舎を優先としながら、それぞれの庁舎面積が新体制で必要となる面積を満たすかどうかといった充足状況あるいは近隣に市有施設があつてそういった状況なども勘案しながら総合区役所を選定するというようにしています。

その結果としまして、8ページの中程なんですけれども、選定庁舎の表を記載しております。第一区は淀川区役所ということになっておりますけれども、以降、第八区まで表に記載の通りというふうにしてしておりますが、この中央区が含まれます第五区につきましては、現在の西区役所を総合区役所の庁舎とする予定としております。ただ表の下、欄外に記載をしておりますように、今後の施設利用計画や組織体制の現実的な確定等に伴って変更していく可能性はございます。

なお、繰り返しのご説明になって恐縮ですけれども、住民の皆様の利便性を維持すべく、現在の24区単位に地域自治区事務所を設置して、窓口サービス等の事務は継続して実施していくことというふうにしております。

続いて、下段の区の名称についてご説明いたします。

区の名称につきましては、方位でありますとか、地勢でありますとかを考慮して、親しみやすさ、分かりやすさ、簡潔さを基本の考え方として、総合区設置が決定した後、総合区を実際に設置する日までの間に住民の皆さんのご意見等を踏まえて条例で決めていくというふうに考えております。

なお、今回の総合区の区割りににつきましては合区を伴いますので、現在の区名が変わる区も出てまいります。これによりまして住居表示が変更される可能性があります。その際は住民の皆さんへの影響を最小限とするように関係機関と調整を図ってまいります。

7ページから8ページにかけまして、総合区役所の位置等についてのご説明を申し上げました。

9ページをごらんください。

9ページから10ページにかけまして、5番、局と総合区・地域自治区の主な仕事を記載しております。

9 ページの上段でございますけれども、局と総合区・地域自治区で実施する主な仕事の内容についてお示しをしております。

現在の大阪市の仕事は、中之島本庁舎などで局が実施する仕事と区役所が実施する仕事に分けられます。総合区が設置されますと、現在の区役所の仕事に加えまして、局から総合区へ移した皆さんへの身近なサービスを実施する仕事を総合区が担うこととなります。

なお、予算編成や条例提案等の仕事は、今までどおり大阪市長が全体の視点から行うということになります。

これらの内容について図でお示ししたのが9 ページの下図になります。

この図の左側には、現在の大阪市における局と区役所の仕事の役割分担を記載し、現在の大阪市の仕事は白抜きの文字でお示ししておりますが、中之島本庁舎など局で実施する仕事と24行政区の区役所で実施する仕事に分けられています。

これに対しまして、図の右側では白抜きの文字で総合区設置後の大阪市の仕事の役割分担としまして、局で実施する仕事と八つの総合区で実施する仕事に分けてお示しをしております。さらに総合区の仕事については、八つの総合区役所で実施する仕事と現在の24区単位に設置する予定であります地域自治区事務所で実施する仕事に分けてお示しをしております。

図の左側をごらんいただきたいんですけれども、局が実施する仕事の中で二つの枠囲みがありますけれども、この二つの枠囲みの上段の方の囲みでは、市全体の観点で実施する主な仕事としまして、条例の提案や規則の制定、予算編成などを示しています。これらの仕事につきましては、そこから出ている矢印ですけれども、矢印の先、図の右側に記載の通り、引き続き市役所の本庁舎などで各局が実施することとしています。

また、左側二つ目の枠囲みには、現在、局が実施している市立保育所の運営など、六つの仕事を例示しております。これらにつきましては、総合区設置後はこれらの仕事は八つの総合区へ移しますので、矢印の先、図の右側、8 総合区で実施する仕事の局から移管された仕事の枠組みの中に記載をしております。

また、左側の下段をごらんいただきたいんですけれども、現在24行政区で実施している仕事につきましては、その中の一番下の枠囲みで住民の皆さんへ直接サービスとして児童手当の申請受理や支給決定、国民健康保険等の諸手続などの窓口関係の仕事と、その上の枠囲みですけれども、これらの窓口サービスに係る調整や支援として地域防犯対策や地域振興、地域活動支援といった市民協働関係の仕事があります。

現在の24行政区が実施していますこれらの仕事のうち、窓口事務である住民の皆さんへの直接のサービスや地域防犯、地域活動支援といった市民協働関係の仕事については、住民の皆さんに最も身近なところで実施すべき仕事としまして、矢印の先、図の右側の一番下に記載しておりますように、24地域自治区で実施するとしておりまして、これまでどおり引き続き24区単位で行うということになります。

また、児童手当の現況届の送付・受理といった仕事につきましては、総合区としての施策企画の仕事や局から移管された仕事とあわせまして、8 総合区で実施することとしています。

9 ページのご説明は以上でございます。

10 ページ、総合区の主な仕事と期待される効果についてご説明いたします。

こども・子育て支援、福祉、まちづくり・都市基盤整備、住民生活といった四つの分野におきまして、総合区の主な仕事と期待される効果について表にまとめております。住民の皆さんに身近な施策の充実に向けて、総合区長の裁量により総合区の予算や人員を重点配分することで、これまで以上に地域の実情やニーズに応じた行政サービスを提供していきます。

その下の表をごらんください。

縦の欄には四つの分野を記載しております。横の欄には主な総合区の仕事と期待される効果というのをお示ししています。順にご説明しますと、こども・子育て支援につきましては、市立保育所の運営や民間保育所の設置認可、さらに市立小学校で実施しています児童いきいき放課後事業を総合区の仕事とすることによりまして、表の右側の期待される効果の欄に記載していますように、待機児童の解消に向けて総合区役所が中心となって、より地域の特性や実情に合わせた施策の実施が可能になるのではないかとということをお示ししています。

なお、表の中の総合区の仕事の欄で白抜きの点線囲みで記載しています保育所の入所決定や保育料の徴収等については、現在、既に区役所で実施している仕事を総合区でも引き続き実施するというをお示ししているものでございます。

次に、福祉の分野でございますが、老人福祉センターの運営や生活保護における就労支援を総合区の仕事とすることにより、表の右側の期待される効果の欄ですけれども、例えば老人福祉センターの運営においては、指定管理者の公募に当たりまして、募集条件に地域における身近な福祉施設として地域の皆さんのニーズを反映するというので、施設の利便性の向上が期待できるのではないかとということをお示ししております。

さらにその下のまちづくり・都市基盤整備でございますが、幹線道路や大規模公園を除く道路・公園の維持管理や放置自転車対策などを総合区の仕事とすることによりまして、道路の日常管理や公園利用の支障となっている遊具の使用禁止や樹木剪定など、より迅速かつきめ細かい対応が可能になることが期待できるのではないかとということをお示ししています。

一番下の住民生活におきましては、スポーツセンターやプールの運営を総合区の仕事とすることによりまして、指定管理者の公募に当たり、地域における身近な市民利用施設として地域のニーズを反映することで、施設の利便性の向上が期待できるのではないかとということをお示ししています。

10ページのご説明は以上でございます。

11ページをごらんください。

このページ以降につきましては、6番、期待される効果としまして局から総合区へ移される主な仕事につきまして、総合区が設置されたときにどのような効果が期待できるのかをこれまでの説明と重なるところはございますけれども、イメージ図を用いてご説明をしていきます。

それぞれのページの上段には現在の大阪市の状況を書いておりまして、同じページの下段には総合区を設置した後の状況をイメージでお示しをしております。

(市民)

すみません、説明は分からなかったらあなたのところに持って行っていいことにしてやめてください。

(司会)

いや、これはずっと24区でご説明させていただいていますので、皆様聞かれている方もおられますので、申し訳ないんですけども、説明の方はきっちりとさせていただきたいと思いますので、ご了解いただければと思います。

(川平副首都推進局制度調整担当部長)

初めての方もいらっしゃいますので。

(市民)

分からない、私らも余り分からないですよ。説明したって分かりませんよ。

(司会)

それは皆さんいろいろお考えがあると思いますので、すみません、そこは運営上……

(市民)

詳しいことについていろんなことは分かりませんよ。

(司会)

説明、ちょっとすみません。ご意見としては賜りますけれども、皆さん同じように24区でご説明させていただいておりますので、聞いておられる方もおられますので、ご了解いただきたいと思います。

(川平副首都推進局制度調整担当部長)

恐れ入ります、説明を続けさせていただきます。

11ページのイメージ1で保育所の設置認可についてお示しをしております。

まず、上の図をごらんいただきたいと思います。

現在、保育所の設置認可につきましては、保育所の数など、①ですけれども、整備計画を策定して保育所の開設場所など地域の決定のため、②地域調整を行って、③事業者の決定という手続の後、開園に至ります。この流れの中で、現在は区役所で担っているのは②の地域調整ということになりますけれども、総合区設置後には下の図をごらんいただきたいんですけれども、点線囲いの中でお示しをしておりますように、①の整備計画の策定や③の事業者の決定といったこれまで市役所で実施していた事務も含めまして、一貫して総合区で判断・実施できるようになります。これによりまして総合区長の判断のもと、地域の実情やニーズを踏まえながら、保育所の開設時期や定員などの条件について募集要件を設定することが可能となり、これまで以上に地域の実情や特性を踏まえた待機児童対策が期待できるのではないかとといったことを効果としてお示ししております。

なお、中央の矢印の右下に括弧書きで記載をしておりますけれども、繰り返しですが、

予算の編成や条例の提案など、大阪市全体の観点で実施する仕事については、大阪市長の権限として残ることになります。

次に、12ページをごらんください。

イメージ2として、道路・公園の維持管理についてお示しをしております。

上の図から申し上げますと、現在は住民の皆さんから道路や公園の維持管理に関する相談や要望があった場合、補修や樹木の剪定といった実際の対応を行うのは工営所や公園事務所ですけれども、これら工営所や公園事務所を所管しているのが局ということになりますので、区役所で相談や要望を受け付けた場合でも、別の組織であります局との調整を行うということが必要になります。

これが総合区設置後には、下の図に記載しておりますように、住民の皆さんに身近な生活道路や小規模な公園につきましては、局が実施している維持管理の仕事を工営所や公園事務所の所管とともに総合区へ移すということにしております。これによりまして住民の皆様からの要望に対しまして総合区がワンストップで総合的に判断をして、これまで以上に地域の実情やニーズを踏まえながら、きめ細かくかつ迅速に対応できるのではないかといった効果をお示ししております。

13ページをごらんください。

イメージ3、放置自転車対策でございます。

現在、上の図でございますけれども、放置自転車対策につきましては、放置自転車をもっと撤去してほしいなどといった住民の皆さんからの要望に対しまして、実際に対応するのは工営所でございますけれども、工営所の所管については局ということになりますので、区役所で要望を受け付けても別の組織である局との調整を行った上で対応していくということが必要になります。

総合区設置後には、下の図に記載しておりますように、総合区の区域内の放置自転車の撤去や運搬などの仕事を工営所の所管とともに総合区に移すことになります。これによりまして住民の皆さんからの要望に対して、総合区長のマネジメントのもと、総合区役所がワンストップで総合的に判断できるようになるということで、例えば地域の実情やニーズを踏まえながら放置自転車を撤去する回数でありますとか、時間帯の見直しなどを総合区長が判断して、これまで以上にきめ細かく対応できるのではないかといった効果をお示ししております。

14ページ、イメージ4をごらんください。

スポーツセンターやプールなどの市民利用施設等の運営についてでございます。

現在、上の図に書いてございますように、住民の皆さんからの例えば体育館の利用時間を長くしてほしいなどの要望に対しましては、担当局において全大阪市的な観点をもって24区の体育館などの施設を一まとめにした上で、対応方針や方法についての優先順位を決定して対応していくことになります。

これが総合区設置後には、下の図に記載しておりますように、これらの市民利用施設等に関する相談の受け付けから対応までの仕事を総合区が担うこととなります。これによりまして、より地域や利用者のニーズに応じた施設利用サービスを提供できるのではないかといった効果をお示ししております。

15ページをお開きください。

イメージ5、住民の皆さんに身近な施策の充実でございます。

現在、老人福祉センターの講座メニューを充実してほしいでありますとか、施設の利用時間を延長してほしいでありますとか、施設へ行く移動手段を増やしてほしいといった住民の皆さんに身近なサービス充実についての要望などを区役所がお聞きしましても、区役所がまずみずからの判断で決定することができません。このため区役所が関係しております局へ要望・調整して、その事業を担当する局が事業の内容を決定していくという仕組みになっております。

また、区役所では、事業を実施するための予算や職員体制に、規模が小さいということもありまして限りがあって、事業の内容によっては皆さんのご要望に十分に対応できていない場合もあります。

総合区設置後には、下の図に記載しておりますように、住民の皆さんに身近な取り組みを実施する権限を総合区へ移しますので、総合区において地域の実情やニーズを踏まえ、必要なサービスを総合的に調整・検討して、総合区長が判断することができるようになります。これによって総合区がその予算や職員の範囲内で裁量を発揮して、住民の皆さんのニーズが高いと判断される事業に重点的に配分するということなどで、これまで以上にニーズを反映した行政サービスを提供できるのではないかといった効果をお示ししております。

この15ページまで、主な分野ごとに期待される具体的な効果についてご説明をいたしました。

次に、16ページをごらんください。

7番、総合区政会議、地域自治区・地域協議会についてご説明いたします。

総合区素案では、現在の24区を8区へ合区するというふうにしておりますが、これに對しまして住民の皆さんからは、例えば育んできた今の地域コミュニティが壊れるのではないかなどといった合区に対する不安感があるかと思います。この不安感があることを踏まえまして、その対応について記載をしております。

具体的には、総合区域内の施策等にご意見をいただき、区政運営に反映させるため、総合区政会議を設置します。また、地域コミュニティを維持し、意見を市政・区政に反映させるため、現在の24区単位で地域自治区・地域協議会を設置いたします。

ページの中段の左でございます。総合区政会議に係る枠組みのところをごらんください。

総合区政会議は、区域内の施策や事業についてそれを立案する段階から住民が意見を述べ、総合区長が区政に反映することを目的としまして、現在の区政会議の総合区版として条例によって設置をいたします。

左の一番下、地域協議会につきましてですが、地域自治区の事務などについて市長、総合区長などから諮問を受けまして、あるいは建議によってみずから意見を述べることで、市長、総合区長はこれに対して必要に応じて適切な措置をとることとなっています。右側にはこれら総合区政会議と地域協議会のイメージをお示ししています。

16ページについての説明は以上でございます。

17ページをお開きください。

8番、総合区の組織体制についてご説明します。

17ページの上段にお示しますように、総合区の組織体制では、地域の実情に応じたき

め細かい行政サービスを総合区で提供するための組織体制の構築と総合区長の組織マネジメント力の強化を実現するために、主に三つの体制整備を行ってまいります。

一つ目は、特別職の総合区長をサポートするため、局長級の副区長を設置するというところでございます。これは、総合区長はこれまでの区長とは違いまして、副市長と同じ特別職となりますことから、副区長を局長級と設置することで、より強力な権限で直接的に総合区長をサポートできるようにするという趣旨でございます。

二つ目でございますが、総合区の政策企画機能の強化のため、部長級による部制を導入します。総合区では、より大きな権限に基づいてよりきめ細やかな行政サービスを住民の皆さんに提供することになります。

そこで、これまでの区役所の課という単位ではなくて、より大きな部という組織を設置して、各部長のもとそれぞれの分野における政策企画機能を強化することで、総合区に期待される役割を実現していくというふうに考えているものです。

三つ目ですけれども、総合区の組織としまして地域自治区事務所の体制を整備します。これはこれまでと同様の窓口サービスや地域に密着した業務を維持していくために、今の24区役所の単位で地域自治区事務所の体制を整備するという趣旨でございます。

そのページの下段では、こうした体制整備を踏まえた総合区役所と地域自治区事務所の組織体制のイメージをお示ししております。総合区役所は、八つの総合区ごとに現在の区役所庁舎を活用して設置をしていきます。地域自治区事務所につきましても、現在の24区役所庁舎を活用して設置することとしておりまして、24の地域自治区事務所のうち八つの地域自治区事務所については現在の区役所庁舎に設置する総合区役所の中に置くこととなります。

総合区役所と地域自治区事務所の役割ですけれども、八つの総合区役所では、総合区全体の施策を推進するとともに、各総合区に設置された地域自治区事務所を統括する役割を担うこととなります。そのための組織としてイメージで書いておりますように、総合区長のもと局長級の副区長を設置して、さらに総務企画部、区民部、こども・保健福祉部を設置することとしています。

一方で、地域自治区事務所では、現在の24区役所での窓口サービスを継続して提供することや地域コミュニティを維持して、住民の多様な意見を市政・区政に反映する役割を担います。そのための組織体制として、地域自治区事務所には地域活動支援部門や窓口サービス部門、保健福祉センターを設置していくこととしております。

なお、この組織体制は現時点ではあくまでもイメージでございまして、総合区設置後は総合区長の権限によって組織のあり方や職員配置を決定できる旨を記載しております。

次に、18ページをごらんいただきたいと思います。

上段の方に記載しております「職員の配置（イメージ）」についてでございます。

仕事を局から総合区に移すのに伴いまして、総合区の方へ職員も移るということになります。概ねどれぐらいの職員が移管されるのかを大枠のイメージとしてお示ししたものがこれになります。

左側の「現在（平成28年度）」と記載された棒グラフで示していますように、平成28年度現在では、局で1万1,600人、24区役所で4,800人という職員構成になっております。これが総合区設置後には、局が9,400人、八つの総合区役所で7,000人という構成に変化をし

ております。すなわち局から総合区におよそ2,200人の職員が仕事とともに移管されるということになります。

その右側の表では、局から区へ移管する職員2,200人の内訳としまして、移管される組織、事務の内容と移管人員を示しております。現在、局の所管であります工営所、公園事務所、保育所などは事業所ごと総合区へ移管されます。これらの現地にある事業所を除きますと、事務の移管に伴って230人の職員が局から総合区へ移管されるということを書いております。大阪市トータルの職員数を増やすことなく、概ね今の職員数の範囲内で組織体制が整備できる見込みになっているということをここではお示ししております。

ページ下段の参考につきましては、表の上段、①総合区役所は総合区役所と総合区役所の中に設置される八つの地域自治区事務所の職員数を部門ごとに主な事務の内容とともに記載をしております。

例えば総務企画部に置かれる総務部門と企画部門では、総合区政会議や総合区の政策・企画、地域まちづくり等の事務を担うということになっておりまして、1区当たりの平均ですけれども、74人の職員配置を予定しているということを書いております。

表の下段、②の地域自治区事務所では、総合区役所の中とは別に設置される16カ所の地域自治区事務所の職員数と主な事務内容をお示ししております。

総合区の組織体制については以上でございます。

19ページをお開きください。

9番、総合区の予算の仕組みについてご説明いたします。

総合区に権限を移して事務を行うには、総合区に予算が必要となります。そのお金をやりくりすることを財務マネジメントというふうに申しますが、地域の実情に応じた特色ある行政サービスを充実させるための総合区の予算の仕組みを構築すること、それから総合区長が市長と施策方針を共有できる仕組みを構築することといった基本的な考え方のもと、総合区長が財務マネジメントを発揮する仕組みとしていきたいというふうに考えております。

総合区長の自立性の強化の観点からは、①総合区長が直接マネジメントできる財源の充実と、②ですけれども、予算意見具申権の具体化を図ることとしています。また、③ですが、総合区予算が見える化することによりまして、拡大する総合区予算についての説明責任を果たしていくという考え方をお示ししています。

より具体的に申し上げますと、まず、①の総合区長が直接マネジメントできる財源の充実でなんですけれども、20ページの上段の方にイメージ図を記載しておりますので、そちらをごらんいただきたいんですが、総合区長が直接マネジメントできる財源がどのように充実されるかというのをこのイメージであらわしておりまして、平成28年度の当初予算の金額を用いて試算をしております。

左の現在の24区では、区長が関与できる予算としまして、直接マネジメントできる区予算の約82億円に加えまして、各局で予算計上して区長がCMと書いていますけれども、シティマネジャーというんですが、CMとして間接的に関与できる区CM予算が約159億円あります。これは現在なんですけれども、これに対しまして右側の総合区を設置した後は、総合区長が直接マネジメントできる総合区予算は約226億円に増えまして、これに加えて局から区に予算を配って、総合区長のマネジメントで執行するという総合区執行予算

についても約58億円を見込んでいるものでございます。このイメージ図では、左と右のそれぞれの金額を合計しても同額にはならないんですけれども、これは大阪市全体の予算の中で区に関する部分のみを切り取って記載をしていることによります。大阪市全体の予算の中で見た場合には、区に関する予算が占める割合が総合設置後は増えるということになります。

19ページに戻っていただきまして、中程上から三つ目の枠の先程ごらんいただいた①をごらんいただきたいと思います。

総合区長が直接マネジメントできる財源が充実されますことで、これまで以上に総合区長の判断で選択と集中による事業の再構築が可能になると考えています。

また、現状におきまして、インセンティブ制度と申しますけれども、例えば区が土地売却や広告収入など、独自の努力により獲得した財源は、区の支出に使える制度がインセンティブ制度というものなんですけれども、そういった制度については総合区においても同様にインセンティブ制度を活用して確保した歳入は、総合区の財源として活用するなど、総合区長のマネジメントのもと、施策分野の枠を超えた事業の展開によって、地域の実情や住民ニーズに応じた特色あるサービスの実現が期待されるというふうに考えております。

20ページをごらんいただいて②ですけれども、総合区長の予算意見具申権の充実というところをごらんください。

現状では、法制度上ですけれども、行政区長が予算編成に意見を言うという仕組みにはなっておりませんが、これに対しまして総合区制度では、法律上定められた仕組みとしまして予算意見具申権というのがございます。これは市長が大阪市全体の視点から予算編成を行います中で、住民により近いところで住民ニーズを把握している総合区長の意見を予算編成に取り入れようとするものでございます。総合区長が大阪市長、副市長と意見交換する仕組みを整備していきます。また、各局が所管する仕事のうちでも、住民に密接にかかわるものは、この意見具申の対象とします。

具体的な仕組みとしましては、予算編成に先立つ方針策定プロセスから総合区長が参画できるように、住民ニーズをもとに市長、副市長と幅広く意見を交換する場、ここでは仮称ですけれども、サマーレビューというふうに書いてございますが、これは大体夏ごろに事業検証等を行うということがありますので、サマーレビューという仮称にしておりますけれども、これを設定することをはじめとしまして、戦略会議など大阪市全体の方針策定の場へも総合区長が直接参画するようにしていきます。さらに予算編成段階においても直接説明する場などを設定するなどしていきたいというふうに考えております。

下段の「③予算の見える化をさらに充実」でございしますが、個々の総合区の予算の姿が分かり、他の区との比較も可能となるように、予算書の構成や説明資料の工夫などを重ねまして、予算の一層の見える化を推進していくこととしています。こうした取り組みを通じまして、地域の皆様の理解と関心が高まり、より一層声が届きやすい市政・区政の実現につながると考えております。

19ページから20ページでは、総合区における予算の仕組みについてご説明いたしました。

21ページをお開きください。

10番、総合区の財産管理でございます。

住民の皆さんに身近な財産に関する管理権限を総合区長に移管します。なお、財産に関

する権限のうち、取得と処分に係る権限は大阪市長に残ることとしていきます。

総合区長が管理する主な施設という表をごらんいただきたいと思います。

現在の財産に係る管理権限につきましては、表の左端に縦書きですけれども、「局長が管理」、「現区長」という区分の記載をしておりますが、この表の点線から上の部分は局長、下の部分は現24区長が管理する施設という区分で例示をしております。現在は区内の多くの施設を各局長が管理しているということになります。総合区設置後につきましては、表の右端に矢印で総合区長が管理というふうに記載をしております。濃いグレーの網掛けでお示ししております施設については、総合区長が管理することになります。子どもや福祉をはじめとした各分野において住民の身近な施設は総合区長の管理ということになります。

表の下をごらんいただきたいと思います。

住民の皆さんの身近な施設を総合区長が管理することになりますので、市民利用施設の相互利用・連携などの柔軟な対応や迅速かつ地域の要望を考慮した施設の修繕、また、市有地を活用した地域の実情に合わせたまちづくりなどが可能となるのではないかと考えています。

その下には、施設の相互利用・連携などの柔軟な対応を行っていくイメージを参考事例として記載しています。

財産管理については以上でございます。

次に、11番の総合区設置に伴うコストについてご説明いたします。

下段のところですが、コストにつきましては、本素案作成時点の前提条件に基づきまして、総合区設置に伴って一時的な経費として発生するイニシャルコストが約62.7億円、設置後に増加をする経常的な経費であるランニングコストが約9,000万円と試算をしております。

具体的には、各総合区役所庁舎における執務室の改修経費や事務移管等に伴って発生する市が保有する各種システムの改修経費、そのほか区名変更に伴う街区表示板の取りかえ経費などがコストとして発生すると考えております。

コストについてのご説明は以上でございます。

22ページをご説明いたします。

12番、総合区設置の日でございます。

総合区設置の日につきましては、三つございますが、一つ目が住民サービスに支障が出ないこと、二つ目、十分な周知と関係機関との調整期間を確保すること、三つ目、各種システムや庁舎の改修をはじめ、事務執行体制の構築が整った後であることを前提として検討しまして、総合区設置決定から約2年後を目途といたします。

総合区の設置についての考え方は以上でございます。

その下の表でございますが、これは参考資料でございます、一つ目が大阪市と人口100万以上の政令指定都市の区数などを比較したものでございます。二つ目が大阪市の現在の24区の人口と面積を表としてお示しした参考資料でございます。

23ページ以降は、各区の概要ということで、8総合区ごとの人口、面積、市民利用施設といった概要や産業等の特徴などをそれぞれお示ししております。本日お伺いしています中央区が関係している分だけご説明いたしますと、27ページになりますが、ここに第五区

として西区、大正区、浪速区と合区した後の第五区の概要を27ページに記載をさせていただいております。

例えば人口の欄をごらんいただければ、第五区としての平成27年の人口は32万406人ということでございます。平成47年の将来推計人口は31万2,311人と見込んでいます。この第五区の特徴として挙げられるものを右下の欄に記載をしております。

例えばなんですけれども、交通網が発達するなど都市基盤が充実しており、生産年齢の人口や単身世帯の割合が高く、昼間人口が多いビジネス商業エリアという位置づけになるかと思います。日本屈指のインバウンド環境拠点であるミナミや民間活力による魅力向上が進む大阪城公園などに加えて、なんば駅前広場や御堂筋の道路空間再生、新今宮駅への観光ホテル進出等により、さらなるにぎわい創出が図られているところと考えております。

また、船場地区など、大阪を代表するビジネスの中心地であり、大阪産業創造館や「マイドームおおさか」など、大阪府・大阪市の産業支援機関が立地しているなどの特徴を記載しているところでございます。

以上、総合区の概要の事例として、第五区についてご説明を申し上げます。

資料に関する私のご説明は以上でございます。

(司会)

以上で説明の方は終了いたしました。

それでは、質疑に入ります前にご留意いただきたい点を5点程ございますのでお聞きください。

一つ目ですが、ご質問等に関しては本総合区素案に関する説明に対するご質問をお願いいたします。総合区制度や素案と関係のないもの、政治的な主張といった開催趣旨にそぐわないご発言につきましては、ご遠慮いただきますようお願いいたします。もしそういった趣旨のご発言とこちらの方で判断した場合は、その時点で打ち切らせていただく場合もございますので、ご容赦願います。

二つ目でございますが、ご質問がございましたらその場で手を挙げていただきましたら、私の方で指名させていただきます。お座席の方まで担当がマイクをお持ちいたしますので、インターネット中継をお聞きいただいている方もいらっしゃいますので、必ずマイクを通してご発言ください。

三つ目ですが、できるだけ多くの方のご質問をお受けしたいと存じます。まずは発言機会1回につき一つで簡潔にご発言くださいませ。その後、またお手を挙げていただければ、また当てさせていただく場合もございます。また、司会者からの依頼がございましたら、マイクをお返しいただきますようにご協力をお願いいたします。

四つ目として、司会者の指名を受けていない方のご発言あるいはやじなど、進行上支障となる行為、他の参加者への迷惑となる行為はご遠慮くださいますようお願いいたします。

最後に五つ目ですが、質問の際には特にお名前を頂戴する必要はございません。冒頭申し上げました通り、説明会の様子をインターネット中継しておりますので、その点をご留意いただきますようお願いいたします。

これよりお時間の許す限り皆様方からご質問をお受けしたいと存じます。

それでは、ご質問のある方、挙手の方をお願いいたします。

それでは、真ん中のブロックの前から2列目の方、はい。

(市民)

きょうは説明ありがとうございます。中央区に住んでいます〇〇と申します。

まず、この総合区素案に関する説明に対する印象なんですけれども、冒頭、副首都推進局長さんが仰った大阪は長期にわたって低落傾向が続いているからこういう総合区なり特別区が必要なんだということの意味が若干ちょっと、全く分からなかったという。なぜこれがあれば長期低落傾向が解消されるのかということが全く理解できませんでした。

それともう一点、この一番最初に書いていますように、次回の住民投票は特別区と総合区の二者択一の選挙だということになるんですね。なぜそうなるのかというのがちょっと分からないんですね。なぜいつの間に大阪市民は合区を前提とした総合区案を推進することにいつの間に賛成しているんやと。全くそういう意見を聞く場がなかったじゃないかと、非常に民主的ではない進め方を今大阪市はやろうとしてはる訳ですわ。

かつて中央区ができたとき、恐らく記憶では平成元年あたりだと思うんですけれども、そのできた前から合区に至って住民の意見を十分に聞いて、恐らく20年近くかかって、合区にかかっていると思うんですよ。その前に分区は先にできていました。それ以後、十数年かかって合区やっとできたんですよ。そういうその当時の大阪市は、しっかりと住民の意見を聞きながら合区を進めたという非常に民主的な進め方をしてはったんですけれども、現在は既に合区を前提とした総合区をやるのが当たり前になってしまっているんですね。これは本当に民主主義的な進め方じゃないというふうに私は本当に言いたいと思います。

以上です。

(手向副首都推進局長)

ありがとうございます。

2点ご質問いただきましたので、まず、第1点目の長期にわたる大阪の低迷の状況とこの総合区制度とどう関係するのかという点でございますが、説明でも冒頭しておりますように、今、大阪が抱えている課題というのはこういう経済の低落あるいは人口減少、こういう社会、こういう状況を迎えて、これからも大阪の成長というか、市民のサービスをしっかりと維持向上させていこうとすれば、やはり大阪を成長させるような手段をとっていかねばならないと、この思いが今、吉村市長も松井知事も非常に強いです。

この大阪を成長させていくために、ちょっと冒頭も申し上げましたけれども、東西二極の一極である大阪をつくっていききたいと。そのために、では行政として組織はどうあるべきかといった場合に、一つは広域行政を一元化して大阪の経済成長を支えるという特別区制度があります。

ただこれ以外にも、そこまでいかななくても府と市が今と同様に副首都推進本部等の場を通じて、知事と市長で話し合いをして大阪の成長に関することを方針一致させることによって大阪の経済成長を図っていけないのかという考え方も一方ではございます。この場合の考え方にのっとれば、今の政令市制度を維持したままの総合区制度という形になってまいろうかと思えます。

なぜ今の24区のままでは駄目なのかという話につきましては、一方の課題であります住

民自治の拡充、これをやっぱり図っていかなければならないということもあります。できるだけこれからお金も限られてくる中で、住民の皆様の近いところである区長、これは今度、総合区長と呼ぶことになる訳です、あるいは特別区長。総合区長ないし特別区長ができるだけ住民の皆様の近いところで施策を決定できるような仕組みをつくっていくと、そのことが住民ニーズに即した施策を実現できる手段であるということで、この二つの制度を検討しているところでございます。

総合区制度につきましても、今の24区のままで仮に進めるということにしますと、やはり区長権限を支える組織というのを仮につくればかなり職員も増えてしまいますので、そういうコスト面からちょっとそこは実現できないということで合区とセットという形にはしております。これが1点目です。

もう一点目は、二者択一で迫るのかという話です。ここににつきましては、吉村市長の認識といたしましては、前回、2年前に特別区の住民投票が否決となった後に、その年の暮れに吉村市長と松井知事、2人が知事選、大阪市長選を通じて、やはりもう一度この大都市制度の改革に取り組ませてほしいということを選挙で訴えられて通られたということで、やはり現状を変えていかなければならないという声が大きかったという認識のもとで、今こういう制度に取り組んでおります。

一つは知事、市長が訴えてきた特別区ということですし、もう一方の制度としてやはり総合区をすべきじゃないかという声があるということも踏まえて、二つの制度、このどちらかを取り入れてこれからの大阪の制度改革を進めていきたいということになっております。

ちょっと状況の説明ということになりましたが、以上です。

(司会)

ほかにご質問おありの方。そしたら左のブロックの後ろから3番目の、ごめんなさい、男性の方、先に手が。はい、眼鏡をかけておられる方ですかね。

(市民)

質問と意見なんですけど、まず、この表紙に書いています枠組みで、最終的には総合区、特別区のいずれの制度を選択するのか、住民の皆さんにご判断いただけるよう両案を取りまとめていきますということの書き方なんですけれども、一般的にさっと読みますと、どこで判断をするのかというのが非常に曖昧ですよ。特別区かどうかという、イエスかノーかという判断は、これは法定協があって住民投票によって判断されると。総合区というのは、現行制度のもとで議会も含めて検討されて市民の意見を聞いて決定すると。だから全く違う次元のことをあたかも同じ日にどっちを選ぶんやというような非常に説明不足で余計混乱して、市民にとっては非常に分かりにくいというふうに思うんです。

そういうことはやはりきちっとしていかないと、そこでお聞きしたいんですけども、工程表はどうなっているかです。ニュース等で聞きますと、秋に住民投票を来年ですね、するという計画で知事も市長も仰っています。ということは、住民投票で特別区が否決された場合、総合区をどこで決めるんですか。そういう段取りですか。特別区が駄目やったら総合区に変えるという意味で説明してはるのか、どっちに焦点を置いて言うてはるのか

よく分からないということやと思うんです。

もう一つは、合区の問題で、僕ら住民は中央区に住んでいますけれども、やっぱり身近な行政、役所であってほしいということの思いが強いです。中央区は東区と南区で合区したときに非常に嫌な思いをしてきました、いろんな意味でね。やっぱり100年以上続いている大阪の文化とか伝統が南区のよさ、東区のよさ、それぞれあったんですよ。それを全く市民の感情やそういった民意、それが無視されて行政の方で形を変えれば何とかうまくいくような誤解を受けるようなことやと思うんですね。大阪を成長させるかどうかというのは政策の違いであって、仕組みを変えてそれが全て経済が復興するとか、住民自治が行き通るとかいうことは、構造、仕組みじゃなくて今でもできることをなぜやらないんだということを僕は言いたいと思うんですね。そういう意味では、選択という点では非常に曖昧な表現やと思うし、誤解を与えるので、その辺はどういう工程をするのかということをはっきり言うてほしいんです。

以上です。

(司会)

ありがとうございます。

(手向副首都推進局長)

工程ということに関しまして、今ご発言いただいたように、来年秋というのは、市長と知事が政治的に発言されておられる部分です。特別区の住民投票を来年秋ということを実際に時期を決められるのは、今、大都市制度協議会というところで協議が進んでいるということの説明で申し上げましたけれども、大都市制度協議会での協議が調って、その後、府市の議会それぞれで可決されて、すみません。大都市制度協議会で制度案が決まりまして、国との協議も調った後に、大阪府府議会、それから大阪市会両方で議決された後に初めて住民投票できるということになりますので、今の段階で日程が具体的に決まっているというものではありません。あくまでも吉村市長も松井知事も来年秋にできればということで発信されているということでございます。

それで、それと選択の方法というのはよく今発言いただきましたように、ご存じの通り住民投票を法律で義務づけられているのは特別区制度だけです。総合区制度というのは大阪市会の条例で決めることができます。それであれば一体その二つの制度をどうやって一つに決めるのかというお話がございますが、正直申しまして、その具体的なこういうやり方をしますというのはまだ議会とも相談しなければならないことですし、行政として今の段階でこうしますという具体的手法まで決定している訳ではございません。

ただ特別区と総合区を何らかの形でご選択いただくような仕組みというのは最終的には市民の皆様にもご提案させていただいて、そこで決定できるような仕組みというのをこれからつくっていききたいと、これが吉村市長の考えでもあります。

以上です。

(川平副首都推進局制度調整担当部長)

地域コミュニティのお話と合区のお話がありましたので、先程の説明、ちょっと重複す

るところがございますが、もう一度ご説明申し上げますと、まず、仕事を総合区、できる限り住民の皆さんの近くに移すということになりますと、やはりそれを担うだけの職員というのを総合区に移すということになります。それだけの職員体制を八つなり、例えば24のままでやるのであれば24区でそういう体制を整備するということになりますので、区数が多ければ多い程必要となる職員も大阪市トータルで増えるということになります。

ただ、今、我々の基本的な考えとしまして、全体のコストをできるだけ抑制する中で身近に仕事を移していくという基本的な考え方を持っておりますので、この身近に仕事をできるだけ多く移すということとコストをかけないという二つのバランスをとっていく中で、今の八つに合区するというのが一応の結論として我々の方で、コストをできる限りかけずに仕事を移していけるものとしてご提案を申し上げているものでございます。

こういうふうに八つに合区して整理をしていくということになりますので、先程ご説明しましたように、資料でいいますと16ページにちょっと記載をさせていただいておりますが、当然、これは総合区のデメリットとして仰る方もいらっしゃるんですけども、今までの地域コミュニティが壊れるのではないかと、今仰っていただいたように、区役所が遠くなれば不便になるんじゃないかというお声は当然出てくるかと思えます。

そういうことにできる限りカバーできるように、24の区単位で地域自治区事務所をまず設置するということで、窓口サービスに関しては、今の24区単位で住民の皆さんにご不便を生じないような形でサービスは維持していきますということを申し上げます。

もう一つ、地域協議会というのをこの24区単位で設けまして、できる限り今の24区単位で地域コミュニティを維持できるように住民の皆さんの多様な意見も反映していけるような仕組みを構築していきたいというふうに考えているものでございます。

(司会)

そしたら、ほかにご質問おありの方。そしたら後ろから3番目の、はい。

(市民)

きょうは総合区の説明だということであつた中央区の住民なんですけれども、ちょっと私、発言の中で、実は区長さんというのは局長級の部署だというふうに変更になったというふうに私は認識していたんです。なので、住民の声は今の現状でも今の区長さんが本庁に行けば、当然そういう声が届いているものだというふうに思っていたのですが、そういう状況ではないんですか。だとすると非常に私としては怒りが出てきています。

それともう一つ、総合区になれば住民の身近なところでサービスができると、予算を増やせるというふうに言いましたけれども、これだけ本庁の業務を区役所に移せば、当然予算が増えるのは当然で、じゃ、住民のところにそれを移したからといって、私は今の説明でサービスが増えるとは思えません。なぜかという、予算は本庁で決めるというふうに仰っていますので、今あえてこういう制度いじりをする必要はないんじゃないかというふうに思いました。

(手向副首都推進局長)

まず、今の区長の位置づけですけれども、局長級と仰られましたけれども、公募区長制

が入ってから区長をむしろ局長より上という位置づけというのが橋下市長以降、今に引き継がれているところでございます。そういう意味では、局長さんは区域内の業務に関しては中之島の局に対して指揮することもできるという意味では、従来の単なる行政区長に比べて権限は拡大しております。

ただそれは指揮権という形で今の区長は持っておられますけれども、みずから例えば区域内のことを企画検討あるいは考えていこうとしたら、やはり本来、その区長の施策を企画して実行していこうとすれば、その部下となる組織というのがないと権限に見合う実行力というのは伴わないだろうというのが今、市長が考えていることでございまして、新しい総合区というのは、今の局長より上にいてる区長よりも、さらにより権限のある特別職、副市長なんかと一緒に特別職という形で、議会の同意も得た特別職の総合区長とすることで、より今よりもさらに権限を増やした区長をつくる。なおかつその舞台となる組織もつくることで、大阪市域も24区、かなり地域によって状況も異なりますので、それぞれの地域内での声を受けて必要な施策を考えていくというような仕組みをつくっていかうということでございます。

お金自身は確かに、本庁というか、局の予算を総合区長の権限のところに移してくるということですでお金自身が増える訳ではございませんが、今言いましたように、大阪市域の中でもやはり地域ごとに課題は異なりますので、その課題に応じて住民の皆さんの声を聞きながら特別職である総合区長が施策を検討して実行していくと、こういう仕組みをつくっていくのが住民自治の拡充でこれから必要であるというふうに考えておるところでございます。

（司会）

ほかにご質問。そしたら、はい。左の列の前から3番目の方、マイクをお持ちします。マイクをお持ちしますので。

（市民）

まず、たくさんあるんですよ、そのうちの一つで、副首都推進局長というのはこれは何なんですか。そもそも僕は副首都というのであれば、神奈川県なんか推したいですよ。東京から離れたところで副首都つくってどないするんですか。まずネーミングが分からないんですよ。

それと、身近な住民サービスと言うけれども、これは要りません。何十億使ったり、選挙を何回もして、区長選挙してまた何十億使ったりするんでしょう。これ以上、もう満足なんですよ、今の現在の身近な、身近と言えるかどうか分かりませんが、これ立派に本当にたくさんのサービスをしてきていると思います。これをいじらなければ総合区しなくていいんでしょう。要るか要らないか一遍聞いてみたらどうですか。大前提があるでしょう。身近な住民サービスをたくさんしたいからこうやって総合区にしたいんでしょう。景気をよくするためじゃないでしょう。

特に今、局長級のもっといい地位を与えるあるいは部長さんをつくると言っているんですよ。これは役人のポストをたくさんつくろうとしているんじゃないですか、今以上に。みんなポストがないからつくろうとしているんじゃないですか。これは役人のための制度じゃ

ないんですか。ちょっと一遍言うてください。

（司会）

そこまで一度答えさせていただいていいですか。

（手向副首都推進局長）

まず最初に、なぜ副首都推進局長というか、局という組織があるのかというお話ですが、名前の通り一つはこれまでも大阪を東西二極の一極にするということを知事、市長ともに訴えてまいりましたけれども、さきの選挙の際にこの大阪を東西二極の一極、首都東京に並ぶ西の拠点としての副首都という位置づけで大阪の実現をめざしていくと。

なぜ副首都かという、神奈川でいいんじゃないかという話ですけれども、やはり国土全体のことを考えた場合に、まず均衡ある国土のバランスある発展ということを考えた場合に、やはり西側に拠点が一つ要るんじゃないかというのがありますし、もう一つは災害、特に近年の地震等による災害の場合の対応ですね。首都圏で直下型地震などのリスクもある中で、万が一、東京でそういう災害が起きた場合に、東京とは違う地震体系になっています。同時に災害が起きることの少ない西日本側ということで、大阪でバックエリア的な位置づけで副首都というのをつくっていったらどうかという考えもいただいた上で、今、副首都というネーミングを使いながら位置づけているところでございます。

この副首都大阪を実現するのは、結局、それだけ大阪を成長させることを通じて大阪経済を上昇させる、ひいてはこれが住民の皆様に還元されるという思想で取り組んでいる事柄でございますので、そこはご理解いただきたいと思います。

それから住民に身近な行政というのは、これは大阪だけでなく、特に大都市部では国も言っている大都市制度の課題の一つとして、住民自治の拡充を図っていかなければならないということがあります。これは近年の行政というのがサービスもかなり広範にわたって多様なサービスを提供している訳でございますが、特に大阪のような大都市部におきまして、市長が1人で全域を見渡してきめ細かなサービスができるかという、それはやはり課題があると。ですから行政区がある訳ですけれども、その行政区長に与えられている権限というのはやはり市長権限のほんの一部で、必ずしも地域の声をきちっと反映して施策展開ができていないということで、もっと市民の皆様に近いところで声を受けて、これからは行政サービス、限られたお金をうまく配分する行政サービスを展開していくというのがこれからは必要であるということで、住民自治の拡充というのは大阪においてもそうですし、大都市部においてはこれは進めていかなければならない施策であるというふうに考えているところでございます。

ちょっと組織の話は別に説明させていただきます。

（川平副首都推進局制度調整担当部長）

ポストのお話がありましたので、補足してご説明申し上げますと、細かいポストについては現在決まっていらないので、もう少し総合区設置が決まった後に細かいポストとかも決まっていくと思うんですけれども、単純に申し上げますと、先程ご説明したように、24区という区長が局長級よりも少し上に位置づけられるような24区長があって、今度、八つの

総合区長とその下に局長級の八つの副区長ということになりますので、足しても16ということですから、ポストとしてここで増えるというのは、単純比較はなかなかできないんですけども、増えるためにやっているということではございません。

ただ、今ご指摘いただきましたように、全体としてポストが増える方向に流れるとか、全体として職員数が増える方向に流れることのないように、書かせていただいていますようにコストを抑制する基本的な考え方を持って体制整備も行っていきたいというふうに考えております。

(司会)

ほかにご質問あられる方、そしたら真ん中の列の5番目の、はい。背広の方ですかね。

(市民)

すみません、私は〇〇と申しますが、このことは決まったんですか。何で説明会は今ごろなんですか。説明会ですね。選挙がありますね。選挙が終わってからもいいんじゃないですかね。

(司会)

とりあえずそれでよろしいでしょうか。あくまでも……

(市民)

何で急ぐんですか。

(司会)

いや、この総合区の素案自身が今、案としてできましたので、まずはそれをしっかりご説明させていただいて、その後に、当然ながら最終的には市会の方で条例で決まるんですけども、その前にまずはこの制度をしっかりご理解いただくために、各24区それぞれ説明させていただいている訳なんです。

(市民)

今のやつ分かりますけれども、私の方はどうかと言いますと、民主主義というのがありますね。これは決まったんですか、まだですね。やること決まっていないでしょう。決まっていなかったら次でもいいじゃないですか。どうですか。

(司会)

そしたらそれにお答えさせていただきます。とりあえずお答えさせていただきますね。

(市民)

今の行政では、私は絶対反対なんですよ。ちょっと答えてください。

(司会)

はい、分かりました。

（手向副首都推進局長）

決まってないのに何でこのような説明会をしているのかということでしたので、今回の大都市制度というのは、最終、特別区の場合は住民投票という行動もありますし、総合区制度であれば議会の議決だけでできる訳ですけども、極めて大阪市に住む人々にとってやはり影響の大きいことでもありますので、知事、大阪市長、吉村市長の考え方としては、特別区制度、総合区制度、このいずれかの制度を導入したいと思っている訳ですけども、それは最終的に市民の皆さんに判断して選んでいただきたいというふうに思っております。

判断して選んでいただこうとすれば、やはり総合区制度というのがそもそもどういうものなのか、それからまだ大都市制度協議会でつくっている特別区制度というのがどういうものかということについて、やはり市民の皆様にご判断いただくまでの間も含めてきっちりなぜこういう検討をしていて、どういう制度になっているのかということについて、できるだけ説明していく必要があるであろうということ、こういう直接の説明会であるとかあるいは市の広報紙なども通じてお知らせしているところでございます。

今仰っていただいたようにまだ決定ではありません。これからご判断いただくような場というのをつくっていききたいというのが市長の考え方でございますので、その前にできるだけ内容についてご理解いただけるように説明していきたいというふうなことでございます。

（司会）

ほかにご質問。そしたら右の列の前から5番目の方ですかね。もう一度お手を挙げていただけますか。ごめんなさい、左の方ですね、すみません、失礼いたしました。

（市民）

私は上本町に住んでいるんですけども、今の中央区という名前は私は大好きなんです。それで今度、第五区ということになれば中央区の名前を残していただきたいなというのは一つの要望なんです。さて、私がきょうお願いしたいことは、上町台地の古い歴史のあるこの上町幹線道路に、私は上本町4丁目で住んでいるんですけども、この幹線道路の上町筋と言うていますが、上町筋の1丁目から4丁目の間、中央区の1丁目から4丁目の間が今、仮歩道になっているんです。終戦後70年たってまだ仮歩道です。約1.5メートル、その間に電柱まで立っている。

そうすると、当然、立ち退きの問題がいろいろあっておくれたんでしょうけれども、私の先代は5丁目に住んでいて、私も5丁目で今営業をやっているんですけども、5丁目、6丁目というのは終戦後、土地を全部無償でお渡ししたんです、大阪市に。それで買い上げになっていなかったんですよ。ところが今言います1丁目から4丁目の間はなかなか立ち退きの問題が難しくなっているんですけども、皆さん、ビルを建てかえていますから全部控えて建っているんです。だからその分、もう既に歩道として十分余地がある訳です。

ところが私も随分大阪市の建設部、道路部街路課ですか……

(司会)

すみません、それは総合区素案の話とは直接……

(市民)

いや、関係しているんです。

(司会)

そうですか。そしたらすみません、お時間そろそろまいりますので、まとめていただければ幸いです。

(市民)

結局申し上げたいことは、まずこういうことからやってほしいということなんです。歩道ぐらいやってほしい。70年もたっているけど放ってあるというのはちがいがわからない。中央工営所ともさんざんやりましたけれども、ちがいがわからない。やってほしいということです。

それと、このきょうの第五区の中に大正区が入っている、第五区には。何であんなにびつな姿で第五区に入っているのかと。いろいろ検討されたんだと思うんですけども、歴史のある天王寺区を入れるべきじゃないでしょうかね、人口的にもほとんど一緒ですし。だからその辺理由がわからない、これについては。だからその辺よくもう一遍再検討していただきたいと思います。すみません。

(司会)

それはご意見として伺ってよろしいでしょうか。

そしたら、お時間もそろそろまいりましたので、最後お1人とさせていただければと思います。ご質問ある方、挙手願います。

そしたら左の列の前から2番目の方、よろしくお願いします。

(市民)

この6ページの住民自治ということを先程から強く申されていると思うんですけども、地域のことは地域でできるだけ決定となっておりますけれども、私は地域を一つにまとめる、今、町会関係の仕事をしているんですけども、地域を一つにまとめるというのはすごく労力も要るし、なかなか意見がまとまらないんですよ。それで日々苦勞しているというのが私たち地域活動をやっている分、大きな課題になっております。

そういった意味で、ここで言う24区の地域協議会というのはちょっと範囲的にも広過ぎるんじゃないかなと。地域の定義がすごく曖昧だと思うんですけども、地域協議会と地域活動協議会とはまた範囲は違いますよね。だから住民の意見を反映するための仕組みを構築となっておりますけれども、どれぐらいの範囲の地域を最低見ておられるのか、連町単位なのか、校下単位なのか、そこら辺、地域の実情を合わせるなら、ある一定の地域というのをもう少しと狭めてほしいと思いますし、どう思っておられるのかお聞きしたいと思うんですけども。

(司会)

ありがとうございます。

(川平副首都推進局制度調整担当部長)

16ページに地域協議会について記載させていただいていますのは、ちょっと説明が足りなかったかもしれないですけども、あくまでも今の24行政区が設置されていると思うんですけども、地域協議会自身についても、今後、今の24区単位で24の地域協議会を設置していくというふうに考えているものでございます。その中で24区単位の中の住民の皆さんのご参画をいただいて地域協議会の意見を通じて市政・区政に反映していくという仕組みを構築していこうというふうに考えているものです。

(手向副首都推進局長)

現在は区政会議というのがあると思いますけれども、その区政会議というのは区単位で一つあると思います。そこには区ごとに参加いただいているメンバーの考え方とか若干違う部分はありますけれども、基本的に地域の代表の方等に入っていて、いろいろな事柄についてご協議いただいていると思いますけれども、今度のこの地域協議会というのは、法律、地方自治法の中で総合区を設けた場合に、こういう法に基づく地域協議会を設置することができるということになっておりまして、地域自治区を設置した場合は地域協議会を設けるとなっております。

ですから、今回であれば合区したときに旧の24区単位というコミュニティを大切にしたいという声が大いなので、その単位に地域自治区事務所をつくる。あわせてご意見を聞くための組織である地域協議会も同じ単位で設けるということを考えているところでございます。

実際、地域の声を聞いていくときに、その組織以外にもっとさらに下の連合町会とかそういう単位で聞くかどうかというのは、それは今の区長さんもそうですし、今度つくる総合区長におきまして、そこはそれぞれの区長のマネジメントの中で考えていく話になるというふうに思っております。制度としては、ここで言うている地域協議会というのは24単位につくるということになります、現在の。

(田端中央区長)

すみません。先程現行の区長の位置づけというようなお話もあったんですけども、私、冒頭のご挨拶で申し上げましたけれども、この間、大阪市は政令指定都市という枠組みの中で区長の権限を高める工夫をしてきたとご挨拶で申し上げたと思います。その意味合いは、平成24年度ぐらいから法律上は政令指定都市に行政区、区を置くとなっていて、区のトップを区長というというのは自治法でもう決められています。ですから、政令市20のある区のトップはみんな区長なんです。大阪市も当然そうなんですけれども、それで平成24年ぐらいから区長を、先程ちらっと出ましたけれども、CMというシティマネジャーという位置づけを与えて、例えば中央区に関することは局長よりもちょっと強い権限を持たせて各局を指揮監督できるという権限を持たせています。

それは何でかと言うと、先程来、総合区の説明で区長の権限を高めると人も組織も区役

所に持ってくるという話になると、大阪市全体の職員の数も限られていますのでなかなか難しいと。だから区長は区役所におりながら、区役所の職員がやる以外の仕事、例えば放置自転車のこととか、道路・公園は建設局ということになるんですけども、例えば中央区の放置自転車対策、区長が目を見て、また区民の皆さんからこないなっているよというような声を聞いて、じゃ、ここを重点的にせなあかんという生活の近いところで問題意識を持ったときに区長が建設局に、具体的には工営所ですけども、偉そうな言葉ですけども、指示命令して、こういう形で建設局の放置自転車対策をやってほしいと言える権限を与えてもらっています。

ですから、ちょっとバーチャルというんですか、区長は区役所にいながら建設局長にそういう指示をして、建設局の職員に仕事をしてもらおうと。それで中央区のまちづくりを総合的に進めている。そのために中央区に直接予算はついていませんけれども、局の方についている予算も区長が中央区のために使うてくれと言えるような権限を与えられています。そういうことで、従前の区長よりもまちづくりというんですか、中央区の今の状況に見合ったことは物を言える立場にございます。

こういう特に総合区というのは、バーチャルに与えられている権限を具体的に人も組織も区役所に持ってこようと今提案しているんですけども、先程来、部長さんのご説明にあったように、今の区のユニットのまま持ってくるとコストが高いというんですか、今、建設局が本庁というか、局でおられて、例えば24区ありますので、放置自転車の仕事をしている人は、そしたら24掛ける何人というような職員はおりません。ですから、今の局の職員を24区に持ってくると人が足りないということになってくるので、いろいろシミュレーションをやって、今、じゃ、8区の総合区にして実際の区長の権限に見合う人も組織も実際に区役所に持ってくる。そのかわり今の区役所そのままじゃなくて、ちょっと3区か4区ひっつけた合区した範囲の広い区になりますというような今ご説明をさせていただいています。

だから総合区というのはそういうものですし、特別区というのは、きょうは特別区のご説明じゃありませんけれども、完全な自治体として独立していきますので、大阪市から離れて特別区の選挙で選ばれた区長さんがいろいろ決めていくというようなことになるので、これはまた別の話なんですけれども、総合区というのは、この間5年ぐらいかけて大阪府が取り組んできたシティマネジャーというちょっとバーチャルな制度を実際にリアルな形で制度化していこうと。そのときに今の24区のままやっちゃうと職員数とかが大幅に増えてしまうので、いろいろシミュレーションして考えていただいた結果、今8区の総合区の素案としてきょう説明させていただいた。非常に荒っぽく言えばそういうことです。

ですから、区長の権限もこの5年間ぐらい、そういう位置づけで地域の声聞きながら仕事をさせてもらっているというような立場をいただいているということをご理解いただければと思います。

(司会)

そういたしましたら時間が参りましたので、説明会終了に当たりまして、お知らせの方を……。

(市民)

質問した件はまだお答えいただけていないんですが、大正の部分。

(司会)

ご質問された内容ですか、すみません。

(手向副首都推進局長)

なぜ大正区が含まれているのかということについては、要望という形でお聞きしたと思うんですが、説明した方がよろしいですか。

(市民)

天王寺区と大正区を入れかえた方がいいんじゃないかと私は言ったんですけども。

(司会)

区割りの話でございますね。

(市民)

そういう会じゃないんですか、きょう。

(司会)

すみません、私、先程ご意見として賜るという、再検討いただきたいということやったので、ご意見として賜ったらよろしいですかと、私はそのつもりでお答えさせていただいたので、お答えさせていただいた方がいいということなので。

(市民)

皆さん同じように思っていますよ、だけど。私は個人的にはいいんじゃないと思うんです。

(川平副首都推進局制度調整担当部長)

区割りに関しましてお答え申し上げますと、先程ご説明申し上げた五つの具体的な視点ということで、人口の格差が2倍以内におさまるとかということが全ての区割りに当てはまらないといけないということなので、先程ご質問の途中で仰っておられた、例えば天王寺区と大正区を入れかえるとかということになると、この第五区だけで見れば、1万人程度しか変わらないということかと思うんですけども、ただそれがほかの区、例えば今、天王寺区が入っている第六区でありますとか、さらにほかの区との格差の影響とかがあるので、全体のバランスの中で、人口だけで申し上げても将来人口は30万人程度にすることと、人口の格差が2倍以内におさまるということを同時に考えないといけない。これは第五区だけでなく全体のバランスを考えないといけない中で、今の区割り案にさせていただいているというものでございます。

(市民)

いやいや、これいびつになっているでしょう、この地形が。天王寺区を入れた方がまとまりがいいんじゃないですか。

(手向副首都推進局長)

線引きに係る話については、形がどうしても今の24区をくっつけることによって、人口規模も見ながらくっつけることによって形をつくっているというのがございます。

それと、商業集積の状況あるいは鉄道網の状況も考えているということで、やはりそれなりに拠点となる、例えば天王寺・阿倍野地区は一つ商業地域の核となると。中央区は中央区で、浪速区で核になる。北区であれば北区が核になるということで、それなりに全体を見渡しながらかこの区割り案というのをつくっておりますので、先程申し上げた五つの基準、それに沿ってつくった案というのが今の案ということになっております。

ただこれ自身につきましては、私ども行政でつくった案を地域の代表である24区の区長さんも集まっている区長会に案を諮って、区長会から総体として了解するというご意見もいただいた上で、議会の方にも提示させてもらったところです。ただ最終的に区割りも含めてこの案になるかというのはまだ議会審議も残っておりますので、今のところはこれが行政の素案というところの案でございます。

(司会)

すみません、お父さん、お時間が参りまして、いえ、会場のあれもございますので、まことにあれなんですけれども、ご質問とかご意見、当然まだ皆様方もあろうと思います。その点、先程お配りしたアンケートでありますとかあるいは市のホームページの方にもご意見、ご質問を記載いただけるようになっております。お手元にお配りしたご質問等にも書いていただきましたら、後日、我々の方で集約した上でホームページに回答の方、考え方等を掲載いたします。

また、本日利用いたしました説明資料も受付に置いております。いろいろまだまだご意見もあるというのは当然承知しておりますけれども、時間の制約の方がございますので、その点ご理解いただきまして、ご質問等ございましたらアンケート用紙あるいはホームページの方に意見を書いていただき、疑問点を書いていただければと。我々も別にそれを受け付けないとか、そういうことは一切考えておりませんので、そこでお書きいただければ回答の方も必ず集約させていただいた上でさせていただきますので、何とぞご理解いただければと思います。

時間がどうしてもありますので……

(市民)

私は難しいことを言っているんじゃないですよ。第五区の7ページのところを見てください……

(司会)

すみません、お時間の方、繰り返しになって恐縮なんですけれども、そこはご理解いた

だければと思います。仰っていることは私、趣旨を理解いたしましたので、またご回答の方をさせていただきますので。

(市民)

選挙で中央区の賛成者半分しかいなかった。私はこの……

(司会)

すみません、ご意見の方は分かりますけれども、そしたらすみません、本日はこれもちまして説明会の方を終了させていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

忘れ物のないように座席の周りをご確認の上、お気をつけてお帰りくださいませ。どうもありがとうございました。